

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	商工観光部	産業雇用政策課
報告書ページ	34ページ 6(2)		区分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>照明灯の備品台帳による明細の管理</p> <p>備品台帳には劇場用の照明灯が6行(件)で38,164,000円登録されているが、現物は100個以上ある。このため一品ごとの現物の特定ができておらず、現状では台帳上の除却処理もできない状態である。総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の第32項によれば、固定資産台帳は資産管理に役立つものでなければならず、記載単位の考え方は現物との照合が可能な単位であること及び取換えや更新を行う単位であること、とされている。</p> <p>照明灯は、大量に一括購入する資産であるため、取得時は台帳上グルーピングにより一括計上することはやむを得ないものとする。ただし、現品管理が可能となるように、現物の棚卸を行って連番を付すなどして、取得時期毎に別途明細表を作成して現物との対応が可能となるようにすることが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>福島テルサの照明灯については、一括購入時にまとめて登録を行っていたと推察されます。</p> <p>今回の意見をふまえ、現品管理が可能となるよう連番を付し、別途明細表を作成して現物との対応が可能となるようにいたしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。